

合理的配慮に関するQ&A

No.	質問	回答
1	合理的配慮とは。	令和3年（令和6年4月1日施行）に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、全庁的に障害者等に対する合理的配慮に関する対応が進められています。つくば市後援名義使用申請団体も、上記の「事業者」に含まれることから、後援名義使用承認申請書に、合理的配慮に関する要件を追加しました。 合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められているものです。 ☆具体的には、 ①行政機関等と事業者が、 ②その事務・事業を行うに当たり、 ③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に ④その実施に伴う負担が過重でないときに ⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること とされています。
2	つくば市役所内での合理的配慮に関する相談窓口はどこか。	福祉部障害者地域支援室 です。
3	具体的な例について	■身障者等用駐車場あり ■スロープありまたは段差なし ■車いす対応エレベーターあり ■多目的トイレあり ■オストメイト対応トイレあり ■筆談対応あり ■車いす貸し出しあり ■手話通訳あり ■授乳室あり ■オンライン配信あり ■途中入退室可 ■点字ブロックあり ■盲導犬等の補助犬の同行あり ■コミュニケーションボードあり
4	合理的配慮がなされていないと、後援の承認が下りないということか。	はい。合理的配慮の提供が難しい場合は、その理由をご記入ください。ご提出いただいた内容にて、審査を進めさせていただきます。
5	今後申請する際、旧様式での提出は認められないか。	今年度（R7年度）中は旧様式での提出も受け付けます。ただし、合理的配慮に関する項目について別途確認のうえ、審査を進めさせていただきます。
6	いつから変更になったのか。	令和7年6月より変更となりました。